

伊勢市重層的支援体制整備事業実施計画 (令和7年度)

令和7年4月



1. はじめに

日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきました。

これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉等、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになりました。

その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しており、社会的孤立、ダブルケア、8050問題、ひきこもり等の課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えますが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において、対応が難しくなっています。

こうしたことから、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様化を前提として、人と人、人と社会がつながり合う取組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

2. 計画の策定にあたって

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

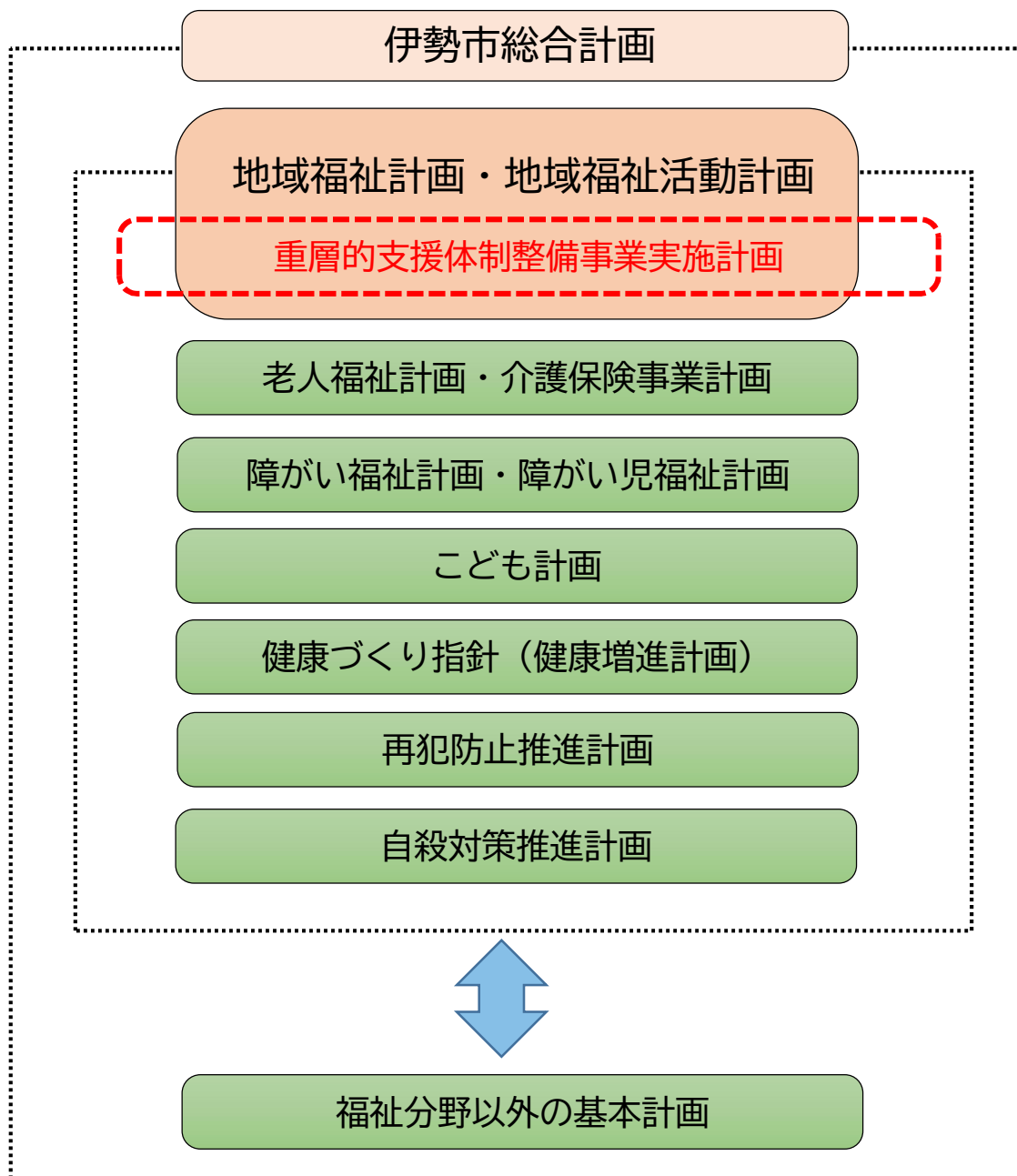
本市では、平成29年度から、「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、伊勢市社会福祉協議会と協働で「いせライフセーフティネット事業」に取り組んでおり、生活に困りごとを抱える人等の相談・支援を行っています。

令和3年度から、新たに「重層的支援体制整備事業」を実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、介護・障がい・子ども・生活困窮等の属性を問わない包括的な支援体制について、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ整備し、一人ひとりができる役割を担い、人と人との強い絆で支え合いながら、心豊かにこのまちで暮らしていくことができる伊勢市を目指しています。

また、孤独・孤立対策、再犯防止、災害ケースマネジメント等、重層的支援体制整備事業の仕組みを活用することで、関係機関の連携強化が円滑に図られる場合は、その仕組みの活用について検討します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「支え合い・助け合い」の理念のもとで、幅広い住民参加による住民主体のまちづくりをめざす「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、各分野の計画の基本理念や基本目標との整合、連携を図りながら、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項のうち、重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な内容等を定めるもので、社会福祉法第106条の5に基づき策定する「伊勢市重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けます。



4. 計画の期間

本計画の期間は1年とし、前年度実績等を勘案して毎年見直します。

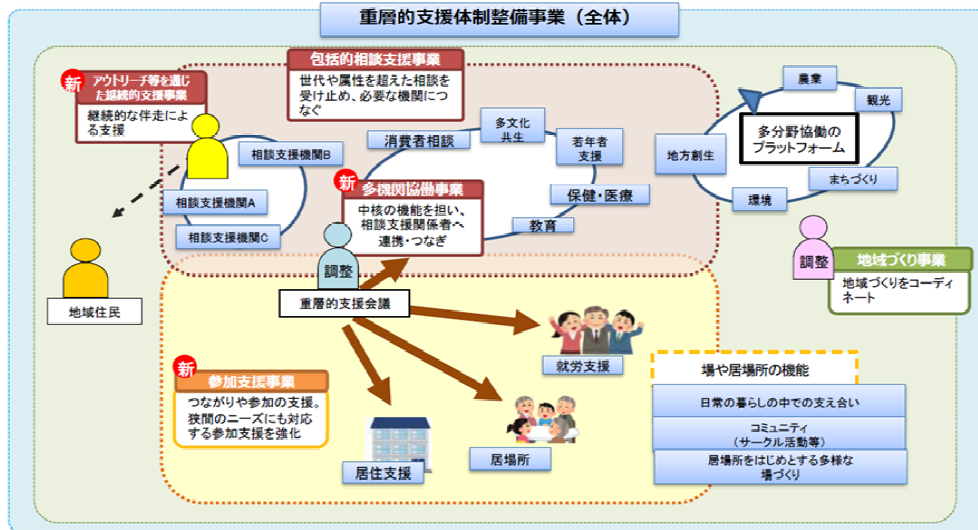
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 ※成年後見制度利用促進 基本計画を内包	第3期地域福祉計画 第1期成年後見制度利 用促進基本計画 第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 第2期成年後見制度利用促進基本計画							
重層的支援体制 整備事業実施計画	R3	R4	R5	R6	R7			
老人福祉計画・ 介護保険事業計画	第9次老人福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			第10次老人福祉計画・ 第9期介護保険事業計画				
障害者計画	第2期障がい者計画（R3～R8）							
障害福祉計画	第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画				
こども計画 ※子ども・子育て支援事 業計画を内包	第2期子ども・子育て支援事業計画				こども計画（R11） 第3期子ども・子育て支援事業計画			
健康づくり指針 （健康増進計画）	第2期健康づくり指針（H28～R7）							
再犯防止推進計画	再犯防止推進計画（R3～R7）							
自殺対策推進計画	自殺対策推進計画			第2次自殺対策推進計画				

5. 重層的支援体制整備事業の実施体制

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を、介護・障がい・子ども・生活困窮等の属性を問わず、一体的に実施するものです。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を回り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につなぐことが難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じて**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



(1) 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難なことから、属性を問わない包括的な支援体制を構築する事業です。

(相談支援機関一覧)

名称	対象者	設置数	運営	備考
福祉総合支援センターよりそい	市民	1カ所	直営	
地域包括支援センター	高齢者	6カ所	委託	
障害者基幹相談支援センター	障がい者	1カ所	※	※指定管理者
障害者地域相談支援センター	障がい者	1カ所	委託	
駅前子育て支援センター	子育て	1カ所	直営	
こども家庭センター	子育て	1カ所	直営	
生活サポートセンターあゆみ	生活困窮	1カ所	委託	

福祉総合支援センターよりそい（総合相談）

実施内容	福祉の総合相談（高齢・障がい・子ども・生活困窮・女性等）を分野・属性問わず包括的に受けとめ、適切な関係機関等へつなぎます。
支援対象者	市民
設置箇所数	1 か所（健康福祉ステーション7階）
実施方式	直営（窓口、電話、メール、LINE、訪問など）
人員配置	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等
関係機関との連携	分野を問わず、全ての関係機関と連携を図ります。
相談件数（見込）	新規 2,500 件(延 7,800 件)(R6) → 新規 2,300 件(延 6,500 件)(R7)

地域包括支援センター（高齢）

実施内容	○地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。 ○包括的支援事業を地域において一体的に実施し、地域包括ケアシステム構築に向けた取組みを推進します。 【主な事業内容】 包括的支援事業（介護保険法第 115 条の 45） ・ 総合相談支援業務 ・ 権利擁護業務 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 介護予防ケアマネジメント ・ 第 1 号介護予防支援事業（介護保険法第 115 条の 45） ・ 指定介護予防支援（介護保険法第 115 条の 22）
支援対象者	高齢者及びその家族
設置箇所数	6 か所（東・五十鈴・北・中部・南・西）
実施方式	委託（社会福祉法人・医療法人等）
人員配置	保健師（経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員等 28 名程度（各 4～5 名程度）
関係機関との連携	保健・医療・福祉分野の関係機関と連携を図ります。
相談件数（見込）	新規 3,800 件(延 8,000 件)(R6) → 新規 5,000 件(延 9,000 件)(R7) ※6 か所合計

障害者基幹相談支援センター（障がい）

実施内容	総合的な相談支援、地域づくり、権利擁護、人材育成等を行います。
支援対象者	障がいのある方及びその家族、サービス事業所、関係機関等
設置箇所数	1 か所（健康福祉ステーション7階）
実施方式	指定管理（社会福祉法人）
人員配置	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等 2 名程度
関係機関との連携	地域相談支援センター、各事業所、各関係機関と連携を図ります。
相談件数（見込）	新規 250 件(延 1,400 件)(R6) → 新規 400 件(延 1,700 件)(R7)

障害者地域相談支援センター（障がい）

実施内容	障がい種別や年齢に関わらない一次相談、アウトリーチによる相談、地域生活支援拠点コーディネーター、その他地域の相談支援体制の整備・充実に関するを行います。
支援対象者	障がいのある方及びその家族等
設置箇所数	1 か所
実施方式	委託（社会福祉法人）
人員配置	社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等 9 名
関係機関との連携	各事業所、各関係機関等と連携を図ります。
相談件数（見込）	新規 3,600 件(延 15,000 件)(R6) → 新規 3,800 件(延 16,000 件)(R7)

駅前子育て支援センター（子育て）※利用者支援事業基本型

実施内容	子育てに関する色々な悩みごと・困りごとについて、利用者支援専門員による必要な情報提供及び出張相談受付を実施し、適切な支援機関につなげます。
支援対象者	子育て中の親子（妊婦を含む）
設置箇所数	1 か所（駅前子育て支援センター）
実施方式	直営（保育課）
人員配置	保育士 2 名
関係機関との連携	各市内保育施設、各地域子育て支援センター、ママ☆ほっとテラス等、各関係機関と連携を図ります。
相談件数（見込）	新規 270 件(延 320 件)(R6) → 新規 540 件(延 650 件)(R7)

こども家庭センター（子育て）

実施内容	母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な組織として、妊娠・出産・子育ての切れ目ない相談支援を行います。
支援対象者	こども及びその家族（妊産婦を含む）
設置箇所数	1 箇所（健康福祉ステーション 6・7 階）
実施方式	直営（健康課・福祉総合支援センター）
人員配置	<u>ママ☆ほっとテラス（母子保健）</u> 母子保健コーディネーター3 名、助産師 1 名 <u>福祉総合支援センター（児童福祉）</u> 子ども家庭支援員 2 名、虐待対応専門員 2 名
関係機関との連携	<u>ママ☆ほっとテラス（母子保健）</u> ○利用者支援事業関係者会議：随時 ○支援プラン調整会議：随時 ○産後ケアサービス調整会議：随時 ○医療機関との連携：随時 <u>福祉総合支援センター（児童福祉）</u> ○要保護児童対策地域協議会 ○合同ケース会議（母子保健・児童福祉）
相談件数（見込）	<u>ママ☆ほっとテラス（母子保健）</u> 新規 2,000 件(延 3,000 件)(R6) → 新規 2,000 件(延 3,300 件)(R7) <u>福祉総合支援センター（児童福祉）</u> 新規 400 件(延 2,500 件)(R6) → 新規 400 件(延 2,600 件)(R7)

生活サポートセンターあゆみ（生活困窮）

実施内容	専門の支援員が生活に困窮する方の相談に包括的に対応し、生活課題を解決するために伴走的に支援し、困窮状態からの脱却に向けたプランの作成及びその実現に向けた支援を行います。
支援対象者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方及びその家族。
設置箇所数	1 箇所（福祉センター）
実施方式	委託（伊勢市社会福祉協議会）
人員配置	主任相談支援員 1 名、相談支援員 2 名、就労支援員 2 名、家計相談支援員 2 名 ※支援員は兼務可のため配置人数は 4 名

関係機関との連携	支援調整会議：月１回 「生活サポートセンターあゆみ」作成の支援計画案（プラン案）の内容の妥当性について、各関係機関・関係者（ハローワーク、コンビニネット等）と以下の確認をします。 ① 本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるか。 ② 協議、検証、変更及び評価 ③ 今後の支援にあたっての方針及び関係機関の役割の確認
相談件数（見込）	新規 200 件(延 3,500 件)(R6) → 新規 200 件(延 3,500 件)(R7)

(2) 地域づくり事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、既存の地域づくり関係事業の取り組みを活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う事業です。

地域介護予防活動支援事業（高齢）

実施内容	①つきそい支援サービス 集いの場の運営及び移送を伴う付き添い支援を行う地域住民組織等に対し、集いの場に対する間接経費（コーディネート費用等）とボランティア保険等の加入費用を補助します。 ②地域介護予防活動事業 （市立伊勢総合病院：藤田医科大学寄附講座との連携事業） リハビリ専門職と協働で、介護予防に特化した集いの場の創出を継続的に支援し、そこで活動するリーダーを育成します。
支援対象者	高齢者等
設置箇所数	集いの場及び介護予防に特化した通いの場 9ヶ所
実施方式	①補助金 ②専門職の派遣及び継続的支援
人員配置	保健師等 2 名程度
関係機関との連携	社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関、大学等と連携を図ります。
目標数（見込）	13 か所(R6) → 14 か所(R7) ※①と②の合計

生活支援体制整備事業（高齢）

実施内容	生活支援の充実、支え合い体制づくり、介護予防の推進等のため、生活支援コーディネーター(SC)の配置、生活支援サポーター養成講座（スキルアップ研修）の実施、地域ケア会議を開催します。
支援対象者	高齢者等
設置箇所数	生活支援コーディネーター 第 1 層（市全域）1 か所（福祉センター） 第 2 層（地域包括支援センター圏域）6 か所（地域包括支援センター） 地域ケア会議：日常生活圏域（12 地区）を基本とし、地域の特性に応じて圏域を設定
実施方式	委託（伊勢市社会福祉協議会、地域包括支援センター受託法人）

人員配置	生活支援コーディネーター第1層1名、第2層6名
関係機関との連携	社会福祉協議会、地域包括支援センター間の連携を図ります。
目標数（見込）	生活支援サポーター養成講座 1回(1回当たり10名程度)延410名程度(R6) →2回(1回当たり25名程度)延460名程度(R7)

地域活動支援センター（障がい）

実施内容	創作的活動、社会との交流の機会を促進し、障がいのある方の日中の活動をサポートします。
支援対象者	障がいのある方
設置箇所数	1か所（みんと）
実施方式	委託（伊勢市社会福祉協議会）
人員配置	1名以上は常勤
関係機関との連携	地域相談支援センター、各事業所と連携を図ります。
目標数（見込）	12名(R6) → 12名(R7)

地域子育て支援拠点事業（子育て）

実施内容	○子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ○子育て等に関する相談、援助の実施 ○地域の子育て関連情報の提供 ○子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ○移動子育て支援センターの実施
支援対象者	子育て中の親子（妊婦を含む）
設置箇所数	7か所（駅前・きらら・しごう・明倫・小俣・二見・御園）
実施方式	直営（保育課）
人員配置	保育士20名程度
関係機関との連携	各関係機関、地域子育て支援センター間の連携を図ります。
目標数（見込）	78,000件(R6)→56,760件(R7) ※7か所+移動合計

生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮）

実施内容	○市民・地域からの地域活動に関する相談を受け、市民と地域活動とのマッチングを図ります。 ○地域活動の担い手を養成する研修を実施します。 ○企業等からの地域貢献に関する相談を受け、地域と企業等とのマッチングを図ります。 ○属性や世代によらず、多様な市民同士が交流できる居場所を設置・運営します。 ○社会福祉法人とのネットワーク会議を開催し、「地域における公益的な取組」の実施を支援します。
支援対象者	市民（まちづくり協議会等）、市内社会福祉法人、企業
設置箇所数	—
実施方式	委託（伊勢市社会福祉協議会）
人員配置	社会福祉士等 12 名程度
関係機関との連携	多分野協働プラットフォーム、就労準備支援等事業者、ひきこもり支援推進事業者、地域活動団体、SC 等と連携を図ります。
目標数（見込）	○市民・地域からの相談件数 市民 200 件、団体等 450 件 ○市民と地域活動とのマッチング件数 200 件 ○ボランティア入門講座の実施 12 回（延 30 名） ○企業等からの相談件数 20 件 ○地域と企業等とのマッチング件数 新規 5 件（延 40 件） ○交流できる居場所の来所者（利用者）数 7,500 名 ○交流できる居場所での地域福祉活動数 20 団体（延 240 回） ○社会福祉法人とのネットワーク会議の開催 1 回 ○「地域における公益的な取組」（新規）の支援 3 法人

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人を支援する事業です。

実施内容	○本人・家族への直接的・間接的な関わりを継続して行います。 ○民生委員等への「地域の実情アンケート」を行います。 ○地域住民組織等と協働でマッピング調査をします。 ○アウトリーチ型ふくしなんでも相談所を日常生活圏域毎に開催します。 ○上記で把握したケースに対し、必要に応じて追跡調査をします。 ○本人や世帯のニーズ、課題に合ったプランを作成し、継続的に支援します。
支援対象者	市民、地域住民組織、企業等
設置箇所数	－
実施方式	委託（伊勢市社会福祉協議会）
人員配置	社会福祉士等 9 名程度
関係機関との連携	多分野協働プラットフォーム、就労準備支援等事業者、ひきこもり支援推進事業者、地域活動団体、ボランティアセンター、SC 等と連携を図ります。
目標数（見込）	○地域の実情アンケートの実施 343 件 （民生委員 277 名、事業所 66 か所） ○マッピング調査の実施 9 か所 ○アウトリーチ型ふくしなんでも相談所の実施 17 か所 ○地域の実情アンケート、マッピング調査、アウトリーチ型ふくしなんでも相談所で把握した相談に基づく追跡調査数 60 件 ○アウトリーチ等事業プランの作成 10 件

(4) 参加支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源等を活用して、社会とのつながり作りに向けた支援を行う事業です。

実施内容	○本人（世帯）のニーズや生活課題を丁寧に把握した上でプランを作成し、対象者に合った社会参加の場とマッチングします。 ○ボランティア体験等を受け入れてくれる地域住民組織等を開拓します。 ○職場見学・就労体験等を受け入れてくれる企業等を開拓します。 ○働くきっかけづくりとして、ボランティア体験・職場見学・就労体験を、地域・企業等において実施します。
支援対象者	市民、地域住民組織、企業等
設置箇所数	—
実施方式	委託（伊勢市社会福祉協議会）
人員配置	社会福祉士等 2 名程度
関係機関との連携	多分野協働プラットフォーム、就労準備支援等事業者、ひきこもり支援推進事業者、地域活動団体、ボランティアセンター、SC 等と連携を図ります。
目標数（見込）	○参加支援事業プランの作成 20 件 ○ボランティア体験等受入地域住民組織等の新規開拓 5 か所 ○職場見学・職場体験等受入企業等の新規開拓 10 社 ○職場見学・職場体験会の開催 12 回 ○就労体験事業ほっぷ(新規)登録者数 新規 10 名 ○就労体験事業ほっぷ(全体)登録者数・実施延件数 30 名(1,000 件)

(5) 多機関協働事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進める等、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制を構築できるよう支援する事業です。

また、災害時においても、包括的な支援体制が取れるよう「ひきこもり」などの SOS を出せない人の把握方法や避難方法について平常時から関係機関と話し合い、地域の支え合いにより安心して避難できる仕組みづくりを検討するとともに、避難行動要支援者制度（個別避難計画を含む）の活用について、重層的支援体制整備事業の各事業において周知・啓発するよう調整します。

実施内容	○「働きづらさを抱えた人」に対する支援を検討する伊勢市多分野協働プラットフォーム会議を定期的に開催し、支援策を検討します。 ○断らない相談窓口体制の充実に向けた職員研修を実施し、市職員の意識変革・対応力の強化を図ります。 ○複雑・複合化した事例の対応に向けた支援関係機関間の調整を分野横断的に行います。 ○重層的支援会議、ふくし総合支援会議（支援会議）を開催します。 ○必要に応じて、複雑・複合化した事例のアセスメント及び支援プランを作成します。
支援対象者	市民、相談支援機関、関係機関、市関係課等
設置箇所数	1 か所（健康福祉ステーション 7 階）
実施方式	直営（福祉総合支援センターよりそい）
人員配置	社会福祉士、保健師等 3 名程度
関係機関との連携	多分野協働プラットフォーム、就労準備支援等事業者、ひきこもり支援推進事業者、庁内各課、地域活動団体、社会福祉協議会等と連携を図ります。
目標数（見込）	○伊勢市多分野協働プラットフォーム会議の開催 1 回 ○職員研修の開催 8 回 ○インテーク・アセスメントシートの作成 10 件 ○重層的支援会議の開催 30 回 ○ふくし総合支援会議（支援会議）の開催 40 回 ○多機関協働事業プランの作成 15 件

6. 重層的支援会議・ふくし総合支援会議（支援会議）

（１）重層的支援会議

重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するため、下記の3つの役割を持ちます。会議の開催方法は「随時開催」とし、その他必要な事項については、重層的支援体制整備事業実施要綱の規定に基づくものとします。

1. プランの適切性の協議
2. プラン終結時等の評価
3. 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

（２）ふくし総合支援会議（支援会議）

社会福祉法第106条の6の規定に基づくもので、重層的支援会議と同様に「随時開催」とし、下記の3つの役割を持ちます。また、本人同意の得られないケースに対する支援の方向性を検討する等、一部、重層的支援会議の役割を担う場合があります。

1. 気になる事例の情報提供・情報共有
2. 見守りと支援方針の理解
3. 緊急性がある事案への対応

7. 重層的支援体制整備事業における支援拠点の整備

重層的支援体制整備事業における支援拠点の整備について、市健康福祉部内の「福祉総合支援センター」を「統合型事業・拠点」に位置付けます。

なお、地域に点在している各相談支援機関は、「基本型事業・拠点」として、従来の機能をベースとしつつ、各相談支援機関間で連携を図ることとします。

基本型事業・拠点	単一の既存事業の委託を受け、支援を実施する形態で、従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受け止めや、他の支援機関のつなぎ等、市の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。
統合型事業・拠点	複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。（※介護と障がいのみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。）

8. 進行管理

重層的支援体制整備事業実施計画は、年度ごとに実施状況等を確認し、施策の充実や見直しについて協議を行います。なお、計画の評価にあたっては、関係する会議を活用し、PDCAサイクルに基づき検証します。

